外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令の一部を改正する省令について

〇行政手続法第３９条第４項各号のいずれかに該当することにより、意見公募手続を実施せずに命令等を定めた理由

「本件は、行政手続法第３９条第４項第８号に該当するため、同法に規定する意見公募手続を実施しておりません。」